「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」及び「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び 脱税の防止のための日本国とインドネシア共和国との間の協定」に係る統合条文

この文書は、日本国及びインドネシアによって 2017 年 6 月 7 日に署名された「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」(以下「BEPS防止措置実施条約」という。)によって修正される、1982 年 3 月 3 日に署名された「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とインドネシア共和国との間の協定」(以下「協定」という。)の適用に関する統合条文を示すものである。

この文書は、日本国によって 2018 年 9 月 26 日に、並びにインドネシア によって 2020 年 4 月 28 日及び 2020 年 11 月 26 日に寄託者(経済協力開発機構事務総長)にそれぞれ提出された留保及び通告に基づいて作成されている。

この文書の唯一の目的は、協定に対するBEPS防止措置実施条約の適用に関する理解を容易にすることであり、この文書は法的根拠となるものではない。協定及びBEPS防止措置実施条約の正文のみが、適用可能な法的文書である。

協定の規定について適用されるBEPS防止措置実施条約の規定は、この文書の全体を通じ、協定の関連する規定の箇所において、枠の中に示されている。

この文書においては、BEPS防止措置実施条約において用いられる語句が協定において用いられる語句に適合するようにするため、BEPS防止措置実施条約の規定の条文に対して変更が加えられている(例えば、「対象租税協定」が「協定」に、「当事国」が「締約国」に変更されている)。同様に、BEPS防止措置実施条約の規定のうち協定の既存の規定を記述する部分に対し、その記述的な文言を既存の規定の条項番号又は文言に代える変更が加えられている。これらの変更は、この文書の読みやすさを向上させるためのものであり、BEPS防止措置実施条約の規定の内容を変更することを意図するものではない。

協定の規定の引用は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、BEPS防止措置実施条約の規定によって修正される協定の規定を引用しているものとして理解されなければならない。

BEPS防止措置実施条約の効力発生及び適用開始

BEPS防止措置実施条約は、日本国について2019年1月1日に、及びインドネシアについて2020年8月1日に効力を生じ、次のとおり適用される。

BEPS防止措置実施条約の規定は、協定の各締約国において、次のものについて適用される。

- (a) 日本国においては、
 - (i) 非居住者に対して支払われ、又は貸記される額に対して源泉徴収される租税については、2021年1月1日以後に生ずる課税事象
 - (ii) 日本国によって課されるその他の全ての租税については、2021 年6月26日以後に開始する課税期間に関して課される租税
- (b) インドネシアにおいては、
 - (i) 非居住者に対して支払われ、又は貸記される額に対して源泉徴収される租税については、2021年1月1日以後に生ずる課税事象
 - (ii) インドネシアによって課されるその他の全ての租税については、2022 年1月1日以後に開始する課税期間に関して課される租税

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための 日本国とインドネシア共和国との間の協定

日本国政府及びインドネシア共和国政府は、

<u>所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための</u> 協定を締結することを希望して、

(注)次のBEPS防止措置実施条約第六条1に規定する段落は、「所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための協定を締結することを希望して、」に言及する協定の前文の文言に代わる。

第六条 対象租税協定の目的

協定の対象となる租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は 租税の軽減(両締約国以外の国又は地域の居住者の間接的な利益のために 協定において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約 漁(あさ)りの仕組みを通じたものを含む。)の機会を生じさせることなく、 二重課税を除去することを意図して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

- 1 この協定の対象である租税は、次のものとする。
 - (a) 日本国においては、
 - (i) 所得税
 - (ii) 法人税

(以下「日本国の租税」という。)

- (b) インドネシアにおいては、
 - (i) 所得税(源泉徴収され又は予納されるものを含む。)
 - (ii) 法人税(源泉徴収され又は予納されるものを含む。)
 - (iii) 利子、配当及び使用料に対する税

(以下「インドネシアの租税」という。)

2 この協定は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わつてこの協定の 署名の日の後に課される租税であつて1に掲げる租税と同一であるもの 又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある 当局は、それぞれの国の税法について行われた改正を、その改正後の妥当 な期間内に、相互に通知する。

第三条

- 1 この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、
 - (a) 「インドネシア」とは、インドネシア共和国の法令において定義する領域並びに大陸棚及び隣接水域の一部であつて、国際法に基づきインドネシア共和国が主権、主権的権利又は他の権利を有するものをいう。
 - (b) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域(領海を含む。)及びその領域の外側に位置する水域で日本国が国際法に基づき管轄権を有し日本国の租税に関する法令が施行されているすべての水域(海底及びその下を含む。)をいう。
 - (c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国 又はインドネシアをいう。
 - (d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はインドネシアの租税 をいう。
 - (e) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。
 - (f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する 団体として取り扱われる団体をいう。
 - (g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。
 - (h) 「国民」とは、いずれか一方の締約国の国籍を有するすべての個人並びに当該一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが当該一方の締約国の租税に関し当該一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。
 - (i) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送(他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶 又は航空機による運送を除く。)をいう。
 - (j) いずれかの締約国について「権限のある当局」とは、その締約国の 大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

2 一方の締約国によるこの協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この協定の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令における当該用語の意義を有するものとする。

第四条

- 1 この協定の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国 の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業 の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国におい て課税を受けるべきものとされる者をいう。
- 2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者については、両締約国の権限のある当局は、合意により、この協定の適用上その者が居住者であるとみなされる締約国を決定する。
- (注)次のBEPS防止措置実施条約第四条1 (同条3(e)の規定による修正の後のもの)の規定は、協定第四条2の規定(個人以外の者に関連する部分に限る。)に代わる。

第四条 双方居住者に該当する団体

1 協定第四条1の規定によって両締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、合意によって、協定の適用上その者が居住者とみなされる締約国を決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、協定に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。

第五条

- 1 この協定の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つている場所をいう。
- 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。
 - (a) 事業の管理の場所
 - (b) 支店
 - (c) 事務所

- (d) 工場
- (e) 作業場
- (f) 農場又は栽培場
- (g) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する 場所
- 3 建築工事現場又は建設若しくは据付工事は、六箇月を超える期間存続する場合に限り、「恒久的施設」とする。
- 4 1から3までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、 含まれないものとする。
 - (a) 企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためにのみ施設を使 用すること。
 - (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管又は展示のためにのみ保 有すること。
 - (e) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のために のみ保有すること。
 - (d) 企業のために、物品若しくは商品を購入し又は情報を収集すること のみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
 - (e) 企業のために、広告、情報の提供、科学的調査又はこれらに類する 準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を 行う一定の場所を保有すること。
 - (f) (a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみ を目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該 一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又 は補助的な性格のものである場合に限る。
 - (注)次のBEPS防止措置実施条約第十三条2の規定は、協定第五条4の 規定に代わる。
 - 第十三条 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位 の人為的な回避
- 2 協定第五条の規定にかかわらず、次の活動を行う場合には、「恒久的施設」に当たらないものとする。ただし、その活動(次の(c)の規定に該当する場合には、次の(c)に規定する事業を行う一定の場所における活動の全体)が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。
 - (a) (i) 企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためにのみ施設 を使用すること。
 - (ii) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管又は展示のためにの み保有すること。

- (iii) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
 - (iv) 企業のために、物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
 - (v) 企業のために、広告、情報の提供又は科学的調査を行うこと のみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (b) 企業のために(a)に規定する活動以外の活動を行うことのみを目的 として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (c) (a) 及び(b) に規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを 目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (注)次のBEPS防止措置実施条約第十三条4の規定は、協定について適用される。

第十三条 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位 の人為的な回避

- 4 協定第五条4の規定は、事業を行う一定の場所を使用し、若しくは保有する企業又は当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所又は当該一定の場所が存在する締約国内の他の場所において事業活動を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、当該一定の場所については、適用しない。ただし、当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う事業活動又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う事業活動が、一体的な業務の一部として補完的な機能を果たす場合に限る。
 - (a) 協定第五条の規定に基づき、当該一定の場所又は当該他の場所が当該企業又は当該企業と密接に関連する企業の恒久的施設を構成する こと。
 - (b) 当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所に おいて行う活動の組合せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関 連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の 組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものでないこ と。
- 5 一方の締約国の企業が他方の締約国内において使用人その他の職員 (8の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。)を通じてコ

ンサルタントの役務又は建築、建設若しくは据付工事に関連する監督の役務を提供する場合には、このような活動が単一の工事又は複数の関連工事について一課税年度において合計六箇月を超える期間行われるときに限り、当該企業は、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。ただし、このような役務が経済協力又は技術協力に関する両締約国の政府間の合意に基づいて提供される場合には、当該企業は、この条のいかなる規定にもかかわらず、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

- 6 一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わつて行動する者 (8の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。)が次のいず れかの活動を行う場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行う すべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するも のとされる。
 - (a) 当該一方の締約国内において、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使すること。ただし、その活動が4に掲げる活動のみである場合は、この限りでない。
 - (b) 当該一方の締約国内において、当該企業に属する物品又は商品の在庫を保有し、かつ、当該在庫により当該企業に代わつて反復して注文に応ずること。
- (注)次のBEPS防止措置実施条約第十二条1の規定は、協定第五条6 (a)の規定に代わる。

第十二条 問屋契約及びこれに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避

- 1 協定第五条の規定にかかわらず、BEPS防止措置実施条約第十二条 2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国内において企業に代わって行動する者が、そのように行動するに当たって、反復して契約を締結し、又は当該企業によって重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合において、これらの契約が次のいずれかに該当するときは、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとする。ただし、当該活動が当該企業により当該一方の締約国内に存在する当該企業の事業を行う一定の場所で行われたとしても、協定第五条の規定に規定する恒久的施設の定義に基づいて、当該事業を行う一定の場所が恒久的施設を構成するものとされない場合は、この限りでない。
 - (a) 当該企業の名において締結される契約

- (b) 当該企業が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権 を移転し、又は使用の権利を与えるための契約
- (c) 当該企業による役務の提供のための契約
- 7 保険業を営む一方の締約国の企業が、使用人又は代表者(8に規定する独立の地位を有する代理人を除く。)を通じ、他方の締約国内において保険料の受領(再保険に係る保険料の受領を除く。)をする場合又は当該他方の締約国内において生ずる危険の保険(再保険を除く。)をする場合には、当該企業は、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。
- 8 一方の締約国の企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その 他の独立の地位を有する代理人を通じて他方の締約国内において事業活動を行っているという理由のみでは、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。
 - (注)次のBEPS防止措置実施条約第十二条2の規定は、協定第五条8及 び協定の議定書1の規定に代わる。
 - 第十二条 問屋契約及びこれに類する方策を通じた恒久的施設の 地位の人為的な回避
- 2 BEPS防止措置実施条約第十二条1の規定は、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わって行動する者が、当該一方の締約国内において独立の代理人として事業を行う場合において、当該企業のために通常の方法で当該事業を行うときは、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代わって行動する場合には、当該企業につき、この2に規定する独立の代理人とはされない。
- 9 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(「恒久的施設」を通じて行われるものであるかないかを問わない。)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。
- (注)次のBEPS防止措置実施条約第十五条1の規定は、協定について適用される。

第十五条 企業と密接に関連する者の定義

1 協定第五条の規定の適用上、ある者とある企業とは、全ての関連する 事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同 一の者若しくは企業によって支配されている場合には、密接に関連する ものとする。いかなる場合にも、ある者とある企業とは、一方が他方の受 益に関する持分の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該 法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係 る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間 接に所有する場合又は他の者がその者及びその企業の受益に関する持分 の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該法人の株式の議 決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する 持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場 合には、密接に関連するものとする。

第六条

- 1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(金額が確定しているかいないかを問わない。)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。
- 3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用 から生ずる所得について適用する。
- 4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内に

ある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

- 2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。
- 3 恒久的施設の利得を決定するに当たつては、経営費及び一般管理費を 含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存 在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたも のであるかを問わず、損金に算入することを認められる。
- 4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の 当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国に ある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の 方法によつて当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。 ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によつて得た結果がこ の条に定める原則に適合するようなものでなければならない。
- 5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行つたことを 理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはな い。
- 6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によって決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによって取得する利得についても、適用する。ただし、当該利得は、これらの共同の事業に対する参加の割合に応じて参加企業に帰せられるものに限る。

第九条

- (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本 に直接若しくは間接に参加している場合又は
- (b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられては課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となったとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。
 - (注)次のBEPS防止措置実施条約第十七条1の規定は、協定について適用される。

第十七条 对応的調整

1 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間に設けられたであろう条件であったとしたならは当該一方の締約国の企業の利得となったとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たっては、協定の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

- 2 1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、次の額を超えないものとする。
 - (a) 当該配当の受益者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立 つ十二箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式 の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、当該 配当の額の十パーセント
 - (b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十五パーセント この2の規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に対する 課税に影響を及ぼすものではない。
- 3 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く。)から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者とされる締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。
- 4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。
- 5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を 取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該 法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部 が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおい ても、当該配当(当該他方の締約国の居住者に支払われる配当又は配当の 支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久 的施設若しくは固定的施設と実質的な関連を有するものである場合の配 当を除く。)に対していかなる租税も課することができず、また、当該留 保所得に対して租税を課することができない。

第十一条

- 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国

- の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の 受領者が当該利子の受益者である場合には、当該利子の額の十パーセン トを超えないものとする。
- 3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、他方の締約国の政府(地方政府及び地方公共団体を含む。)、当該他方の締約国の政府の所有する金融機関が取締するもの及び当該他方の締約国の政府(地方政府及び地方公共団体を含む。)、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国の政府の所有する金融機関によつて保証された債権又はこれらによる間接融資に係る債権に関し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。
- 4 3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府の所有する金融機関」とは、 次のものをいう。
 - (a) 日本国については、
 - (i) 日本銀行
 - (ii) 日本輸出入銀行
 - (iii) 海外経済協力基金
 - (iv) 国際協力事業団
 - (v) 日本国政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締 約国の政府が随時合意するもの
 - (b) インドネシアについては、
 - (i) インドネシア銀行
 - (ii) インドネシア共和国政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が随時合意するもの
- 5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権(担保 の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。)から生 じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得(公債、債券又は社 債の割増金及び賞金を含む。)をいう。
- 6 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。
- 7 利子は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府、 地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内にお いて生じたものとされる。ただし、利子の支払者(締約国の居住者である かないかを問わない。)が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を

有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

8 利子の支払の基因となった債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この協定の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十二条

- 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料の額の 十パーセントを超えないものとする。
- 3 この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物(映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金をいう。
- 4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。
- 5 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者(締約国の居住者で

あるかないかを問わない。)が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

6 使用料の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、使用料の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この協定の他の規定に妥当な考慮を払った上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十三条

- 1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国内に 存在するものの譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他方の締約 国において租税を課することができる。
- 2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産(不動産を除く。)の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内において使用することのできる固定的施設に係る財産(不動産を除く。)の譲渡から生ずる収益(単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 3 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産(不動産を除く。)の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 4 1から3までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者とされる締約国においてのみ租税を課することができる。
- (注)次のBEPS防止措置実施条約第九条4の規定は、協定について適用 される。

第九条 主として不動産から価値が構成される団体の株式又は持 分の譲渡から生ずる収益

4 協定の適用上、一方の締約国の居住者が株式又は同等の持分(組合又は信託財産の持分を含む。)の譲渡によって取得する収益に対しては、当該株式又は同等の持分の価値の五十パーセントを超えるものが、当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいずれかの時点において、他方の締約国内に存在する不動産によって直接又は間接に構成される場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十四条

- 1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に対しては、その者が自己の活動を行うため通常使用することのできる固定的施設を他方の締約国内に有せず、かつ、その者が当該年を通じ合計百八十三日を超える期間当該他方の締約国内に滞在しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。その者がそのような固定的施設を有する場合又は前記の期間当該他方の締約国内に滞在する場合には、当該所得に対しては、当該固定的施設に帰せられる部分又は前記の期間を通じ当該他方の締約国内において取得した部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の 活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独 立の活動を含む。

第十五条

- 1 次条及び第十八条から第二十一条までの規定が適用される場合を除く ほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その 他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行わ れない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務から生ずる 報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに

掲げることを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課する ことができる。

- (a) 報酬の受領者が当該年を通じて合計百八十三日を超えない期間当 該他方の締約国内に滞在すること。
- (b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる 者から支払われるものであること。
- (c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は固定 的施設によつて負担されるものでないこと。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用 する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当 該一方の締約国において租税を課することができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家が芸能人又は運動家としての個人的活動によつて取得する所得に対しては、当該芸能人又は運動家の活動が行われた締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人により行われる場合には、当該所得については、そのような活動が行われた締約国において租税を免除する。

2 芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は 運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条、第十 四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が 行われた締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような所得が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人によつて行われる活動から生じ、かつ、当該他方の締約国の居住者である他の者に帰属する場合には、当該所得については、そのような活動が行われた締約国において租税を免除する。

第十八条

次条2の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、 当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十九条

- 1(a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は当該一方の締約国の地 方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対 し、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方 公共団体によつて支払われる報酬(退職年金を除く。)に対しては、 当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
 - (b) もつとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、(a) の個人が次の(i) 又は(ii) に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。
 - (i) 当該他方の締約国の国民
 - (ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となっ た者でないもの
- 2(a) 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共 団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若 しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて 支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政 府若しくは地方公共団体が拠出した基金から支払われる退職年金に 対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができ る。
 - (b) もつとも、(a)の個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、その退職年金に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 3 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体 の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬又は退職年 金については、第十五条から前条までの規定を適用する。

第二十条

大学、学校その他の公認された教育機関において教育又は研究を行うため一方の締約国を訪れ、二年を超えない期間一時的に滞在する教授又は教

員であつて、現に他方の締約国の居住者であり、又は訪れる直前に他方の締約国の居住者であつたものに対しては、その教育又は研究に係る報酬につき、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第二十一条

- 1 一方の締約国を訪れる直前に他方の締約国の居住者であつた個人であって、専ら、
 - (a) 当該一方の締約国内にある大学、学校その他の公認された教育機関 の学生として、
 - (b) 政府若しくは宗教、慈善、学術、文芸若しくは教育の団体から勉学若しくは研究を主たる目的とする交付金、手当若しくは奨励金を受領する者として、又は
 - (c) 事業修習者として、

当該一方の締約国内に一時的に滞在するものは、当該一方の締約国に最初に到着した日から五課税年度を超えない期間、次のものにつき当該一方の締約国において租税を免除される。

- (i) 生計、教育、勉学、研究又は訓練のための海外からの送金
- (ii) 交付金、手当又は奨励金
- (iii) 当該他方の締約国の居住者である雇用者によつて支払われる 当該一方の締約国内における人的役務に対する報酬
 - (iv) 当該一方の締約国内における人的役務に対する報酬((iii)の報酬を除く。)で、当該一方の締約国が日本国である場合にあつては年間六十万円、当該一方の締約国がインドネシアである場合にあつては年間九十万インドネシア・ルピアを超えないもの
- 2 一方の締約国を訪れる直前に他方の締約国の居住者であつた個人であって、当該他方の締約国の企業若しくは1(b)の団体の使用人として又はこれらの企業若しくは団体との契約に基づき、専ら技術上、職業上又は事業上の経験の習得のため十二箇月を超えない期間当該一方の締約国内に一時的に滞在するものは、当該経験の習得に直接関係のある役務に対するその滞在期間の報酬につき、当該一方の締約国において租税を免除される。ただし、当該個人が海外から受領する報酬と当該一方の締約国が日本国であるおいて支払われる報酬との合計額が、当該一方の締約国がインドネシアである場合にあつては年間百八十万円、当該一方の締約国がインドネシアである場合にあつては年間二百七十万インドネシア・ルピアを超えない場合に限る。
- 3 一方の締約国を訪れる直前に他方の締約国の居住者であつた個人であって、当該一方の締約国の政府との取決めに基づき専ら勉学、研究又は訓

練のため十二箇月を超えない期間当該一方の締約国内に一時的に滞在するものは、その勉学、研究又は訓練に直接関係のある役務に対する報酬につき、当該一方の締約国において租税を免除される。

- 4 1から3までの規定にかかわらず、これらの規定のうち二以上の規定 によつて免除を受ける資格が認められる期間については、個人は、そのよ うな資格について定める規定のうち自己の選択する一の規定によつての み免除を受けることができる。
- 5 この条の規定の適用上、「政府」には、一方の締約国の地方政府又は地方公共団体を含むものとする。

第二十二条

- 1 一方の締約国の居住者の所得(源泉地を問わない。)で前各条に規定が ないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すること ができる。
- 2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得(第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。)の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

第二十三条

- 1 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除する ことに関する日本国の法令に従い、
 - (a) 日本国の居住者がこの協定の規定に従つてインドネシアにおいて 租税を課される所得をインドネシアにおいて取得する場合には、当該 所得について納付されるインドネシアの租税の額は、当該居住者に対 して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、 日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものと する。
 - (b) インドネシアにおいて取得される所得が、インドネシアの居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに

当たり、当該配当を支払う法人がその所得について納付するインドネシアの租税を考慮に入れるものとする。

- 2(a) 1(a)の規定の適用上、インドネシアの租税は、次のいずれかのことを条件として、常に、第十条 2(a)の規定が適用される配当、第十一条 2の規定が適用される利子及び第十二条 2の規定が適用される使用料については十パーセントの率で、第十条 2(b)の規定が適用される配当については十五パーセントの率で支払われたものとみなす。
 - (i) 当該配当、利子又は使用料が、インドネシアの居住者である法人であつて、支払の時に外国投資に関する千九百六十七年法第一号を改正補足する千九百七十年法第十一号第一条によつて改正された外国投資に関する千九百六十七年法第一号に基づく投資優先部門の産業に従事するものによつて支払われたものであること。ただし、同法がこの協定の署名の日以後改正されていないこと又はその改正がその基本的性格に影響を及ぼさない程度の軽微な点についてのみのものであることを条件とする。
 - (ii) 当該配当、利子又は使用料につき、(i)にいう改正された外国投資に関する千九百六十七年法第一号第十六条3の規定によりインドネシアの租税が免除又は軽減されていること。
 - (iii) 当該配当、利子又は使用料につき、この協定の署名の日の後に インドネシアの法令に導入されるインドネシアの経済開発を促 進するための他の特別の奨励措置で両締約国の政府が合意する ものに従つてインドネシアの租税が免除又は軽減されているこ と。
 - (b) 1(b)の規定の適用上、「納付するインドネシアの租税」には、次のいずれかのものに従つて免除又は軽減が行われないとしたならば納付されたとみられるインドネシアの租税の額を含むものとみなす。
 - (i) (a)(i)にいう改正された外国投資に関する千九百六十七年法第一号第十六条1から3までの規定
 - (ii) (a)(i)にいう改正された外国投資に関する千九百六十七年法 第一号第十五条4dの規定
 - (iii) この協定の署名の日の後にインドネシアの法令に導入される インドネシアの経済開発を促進するための他の特別の奨励措置 で両締約国の政府が合意するもの
- 3 インドネシアにおいては、二重課税は、次のとおり除去される。
 - (a) インドネシアは、インドネシアの居住者に対して租税を課する場合 には、その課税標準にこの協定の規定に従つて日本国において租税を 課される所得を含ませることができる。
 - (b) インドネシアの居住者がこの協定の規定に従つて日本国において 租税を課される所得を日本国において取得する場合には、当該所得に

ついて納付される日本国の租税の額は、当該居住者に対して課される インドネシアの租税の額から控除する。ただし、控除の額は、インド ネシアの租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものと する。

第二十四条

- 1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。
- 2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。
 - この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養する ための負担を理由として自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済 及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解し てはならない。
- 3 第九条、第十一条8又は第十二条6の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払つた利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たつて、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。
- 4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。
- 5 1から4までの規定にかかわらず、インドネシアは、次の法令によつて 与えられる租税上の特典を享受する者をその国民に限定することができ る。
 - (a) 国内投資に関する千九百六十八年法第六号。ただし、同法がこの協定の署名の日以後改正されていないこと又はその改正がその基本的性格に影響を及ぼさない程度の軽微な点についてのみのものであることを条件とする。
 - (b) インドネシアの経済開発計画のためにインドネシアにおいて公布 されるその他の法令であつて、1から4までの規定を適用しないこと

につき両締約国の政府が合意するもの

6 この条において、「租税」とは、この協定の対象である租税をいう。

第二十五条

- 1 いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの協定の規定に適合しない課税を受け又は受けることになると認める者は、当該事案について、当該締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができる。当該申立ては、この協定の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。
- 2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認めるが、満足すべき解決を与えることができない場合には、この協定の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつて当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。
- 3 両締約国の権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この協定に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。
- 4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第二十六条

1 両締約国の権限のある当局は、この協定を実施するため、この協定の対象である租税に関する脱税を防止するため、又はこの協定の対象である租税の回避に対処することを目的とする法規を実施するために必要な情報を交換するものとする。

交換された情報は、秘密として取り扱うものとし、この協定の対象である租税の賦課徴収に関与する者又は当局(裁判所を含む。)、これらの租税に関する不服申立てについての決定に関与する者又は当局(裁判所を含む。)及び当該情報に関係を有する者以外のいかなる者又は当局にも開示してはならない。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う 義務を課するものと解してはならない。

- (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵 触する行政上の措置をとること。
- (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政 の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。
- (c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

第二十七条

この協定のいかなる規定も、両締約国の政府が、両締約国間の経済協力又は技術協力に関連して、租税につき特別に取り決めること(租税の免除につき取り決めることを含む。)を妨げるものと解してはならない。

第二十八条

この協定のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

(注)次のBEPS防止措置実施条約第七条1の規定は、協定について適用 される。

第七条 条約の濫用の防止

1 協定のいかなる規定にもかかわらず、全ての関連する事実及び状況を 考慮して、協定に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に 得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断する ことが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与え ることが協定の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを 除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。

第二十九条

1 この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかにジャカルタで交換されるものとする。

2 この協定は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるもの とし、双方の締約国において、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一 日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について適用する。

第三十条

この協定は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、 この協定の効力発生の日から三年の期間が満了した後に開始する各年の六 月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終 了の通告を行うことができる。

この場合には、この協定は、双方の締約国において、その通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について効力を失う。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百八十二年三月三日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために 櫻内義雄

インドネシア共和国政府のために スルヨハディプロジョ

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本 国とインドネシア共和国との間の協定(以下「協定」という。)の署名に当 たり、下名は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

- 1 協定第五条8に関し、一方の締約国内において専ら又は主として他方 の締約国の企業のために行動する仲立人、問屋その他の代理人は、同条8 に規定する独立の地位を有する代理人とされない。1
- 2 協定第八条に関し、同条に規定する船舶を国際運輸に運用することに よつて取得する利得は、自己の計算と責任において海運業を営む一方の 締約国の企業が取得する利得に限る。
- 3 協定第十六条に関し、「法人の役員」には、インドネシアの居住者である法人の業務執行役員及び業務監督役員を含む。
- 4 協定第二十三条 2 (b) の規定の適用上、「納付するインドネシアの租税」には、同条 2 (b) に掲げる規定又は措置に従つて投資所得控除の適用を受けたことによりインドネシアの居住者である法人に生じた欠損金の繰越し又は繰戻しが行われないとしたならば納付されたとみられるインドネシアの租税の額は、含まない。ただし、同条 2 (a) (i) にいう改正された外国投資に関する千九百六十七年法第一号第十六条 3 の規定によりインドネシアの租税を免除又は軽減されたインドネシアの居住者である法人については、この限りでない。
- 5(a) 協定のいかなる規定も、インドネシアが、日本国の居住者である法人でインドネシア内に恒久的施設を有するものの収益(船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得するものを除く。)に対し、協定第七条の規定に従い、千九百七十年法第十号によつて改正補足された千九百五十九年配当税規則第3b条bに係る利子、配当及び使用料に対する税を課することを妨げるものと解してはならない。ただし、同条bがこの議定書の署名の日以後改正されていないこと又はその改正がその基本的性格に影響を及ぼさない程度の軽微な点についてのみのものであることを条件とする。この(a)に規定する税を課する場合において、当該収益が当該法人がインドネシア共和国政府又はインドネシアの関係国営石油会社との間の石油又は天然ガスに係る生産分与契約に基づいて取得する収益である場合を除くほか、この(a)に規定する税の額は、当該収益の額の十パーセントを超えないも

¹ 協定の議定書1の規定は、BEPS防止措置実施条約第十二条2の規定に代わる(9ページ参照)。

のとする。

- (b) 日本国の居住者である法人でインドネシア内に恒久的施設を有するものがインドネシア共和国政府又はインドネシアの関係国営石油会社との間の石油又は天然ガスに係る生産分与契約に基づいて取得する収益に対する(a)に規定する税は、インドネシアにおいて、第三国の居住者である法人でインドネシア内に恒久的施設を有するものがインドネシア共和国政府又はインドネシアの関係国営石油会社との間の石油又は天然ガスに係る生産分与契約に基づいて取得する収益に対して課される(a)に規定する税よりも不利に課されることはない。
- (c) この5の規定の適用上、「収益」とは、インドネシアの居住者でない法人がインドネシア内に有する恒久的施設に帰せられる利得の額から、当該利得に対して課されるインドネシアの租税((a)に規定する税を除く。)の額を控除した額をいう。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定 書に署名した。

千九百八十二年三月三日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために 櫻内義雄

インドネシア共和国政府のために スルヨハディプロジョ